

令和6年度 第4回

鳩山町教育委員会会議録

令和6年9月19日 開会

令和6年9月19日 閉会

鳩山町教育委員会

令和6年度第4回鳩山町教育委員会

1 招集期日 令和6年9月19日(木) 鳩山町役場 委員会室

2 開閉日時及び宣告者

開 会	: 令和6年9月19日(木) 午後1時30分	教育長	宮崎 宣男
閉 会	: 令和6年9月19日(木) 午後3時30分	教育長	宮崎 宣男

3 教育長及び委員の出席状況

教 育 長	宮崎 宣男	出席
1 番	小峰 洋	出席
2 番	伊藤 絵里子	出席
3 番	村岡 満子	出席
4 番	欠 員	

4 教育長、委員及び傍聴人を除くほか、議場に参加した者の氏名

教育委員会事務局 補佐兼総務・学校教育担当主幹	松ノ元 弘 毅
教育委員会事務局 補佐兼総務・学校教育担当主幹兼指導主事	根 岸 義 典
教育委員会事務局 総務・学校教育担当主幹兼給食センター所長	福 島 清 人
教育委員会事務局 総務・学校教育担当副主幹	石 川 陽 子

5 書 記 教育委員会事務局長 島野 紀美夫

令和6年度第4回鳩山町教育委員会議事日程

令和6年9月19日（木）
鳩山町役場2階委員会室

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長の報告

- (1) 一般教育行政報告
- (2) その他

日程第3 議 事

- 議案第6号 令和6年度準要保護児童生徒の認定（再追加）について
- 議案第7号 鳩山町学校給食費に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第8号 鳩山町学校給食費の無償措置に関する要綱の一部を改正する告示について
- 議案第9号 令和7年度当初教職員人事異動の方針の制定について
- 報告第2号 受任事務の執行状況の報告（鳩山町放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示）について

日程第4 そ の 他

- (1) 協議事項
- (2) 教育委員報告事項
- (3) その他
- (4) 次回教育委員会の開催日程について
 - ・令和6年10月24日（木）又は30日（水）の午後1時30分～
 - 29日（火）の午後2時00分～（昨年度は10月には開催していません）

開 会

◎ 開会の宣告（午後 1 時 30 分）

○宮崎教育長

- ・ただいまから、令和 6 年度第 4 回鳩山町教育委員会を開会する。

◎ 日程第 1 前回会議録の承認

○小峰教育長職務代理者

- ・日程第 1、前回会議録の承認について事務局長より説明をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・令和 6 年 7 月 31 日に開催した令和 6 年度第 3 回教育委員会会議録の原案を委員の皆様に配布させていただいた。
- ・誤字、脱字等お気づきの点があれば、お知らせいただきたい。

○小峰教育長職務代理者

- ・この件について、質疑及び訂正事項等はあるか。

<質疑応答>

○小峰教育長職務代理者

- ・P6 の下から 15 行目の「画工」は「学校」の誤りではないか。

○松ノ元局長補佐

- ・ご指摘のとおり誤りのため、「学校」へ訂正する。

（全委員署名）

◎ 日程第 2 教育長の報告

（1）一般教育行政報告

○小峰教育長職務代理者

- ・日程第 2、教育長の報告について、宮崎教育長から、（1）一般教育行政報告をお願いしたい。

○宮崎教育長

- ・私からは、1 点報告する。
- ・「令和 6 年度 全国及び埼玉県学力学習状況調査、町学力検査の結果について」である。

- ・4月18日（木）に全国学力学習状況調査が実施され、県学習状況調査については、小学校4年生が5月8（水）、5年生が9日（木）6年生が10日（金）に行われた。中学校では1年生が8日（水）、2年生が9日（木）、3年生が10日（金）に行われた。学年ごとに実施日が異なる理由は、質問紙調査についてはオンライン回答となり、ネットワークの関係上、全校一斉でのログインを避けた為である。
- ・調査目的は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することで、学校の取組の成果、課題を検証し先生方の授業改善等に役立てるものとなっている。
- ・全国調査の対象は、小学校6年生と中学校3年生で、小学校では、国語、算数、中学校では国語、数学について実施された。
- ・県調査の対象は、小学校4年生から中学校3年生で、小学校4年生から6年生では国語と算数、中学校1年生では国語と数学、中学校2年生、3年生では国語と数学に加え英語が実施された。
- ・また、今年度も町の単独事業で小学校2年生と4年生を対象に知能検査を、小学校2年生と3年生を対象に学力検査を、中学校2年生と3年生で業者テストを実施しましたので、その結果を合わせて報告する。
- ・はじめに、全国学力学習状況調査の結果ですが、【別紙資料】1ページの「R6 全国学力学習状況調査結果概要」をご覧ください。
- ・小学校では、町内の平均正答率は国語、算数とも全国平均に届いていませんが、教科によっては、全国、県平均を上回っている学校もあります。学校ごとの結果の詳細は4ページ以降をご覧ください。
- ・また、全国調査では、学力とは別に、児童生徒の日常生活と学力との関連を観るための質問調査も行っており、詳細については、12ページ以降をご覧ください。
特に、中学校では、「回答時間は十分でしたか」の質問に対し、鳩山町では、「時間が足りなかった」という生徒の割合が、国語、数学ともに高い数値を示しており、終盤の問いについては無回答の割合が高く、問題を読み解くために長い時間を要する生徒が多いことがわかりました。
- ・次に、県調査の結果ですが、19ページをご覧ください。
- ・黄色の着色箇所が、正答率において県平均を上回ったものを表している。小学校では、亀井小の4年生国語と6年生の国語と算数。鳩山小6年生の国語と算数である。中学校では1年生の数学である。20ページをご覧ください。20ページは学力を伸ばした児童生徒の割合となるが、多くの学校、学年で県の伸び率を上回っており、学習の成果が表れている。特に学力を伸ばした児童の割合が高い学年は、亀井小学校5年生の国語及び6年生の算数で100%を示している。今後、児童生徒の学力を効果的に伸ばした先生の授業を町全体で共有し参考にしていきたいと考えている。
- ・続いて、小学校で行われた知能検査、学力検査の結果である。31ページから学校ごとに、一般的な知能標準得点の分布と学校の分布が示されている。
- ・37ページをご覧ください。こちらは、小学校2年生、3年生を対象に行った「学力検査」であるが、集計表をご覧くださいと、国語、算数ともに小学校2年生、3年生の段階で、学校間で学習の定着に大きな差がみられる。

○小峰教育長職務代理者

- ・それでは、次に島野事務局長からの報告をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・私からは、「令和6年第3回9月定例会について」報告させていただく。
- ・【資料3】をご覧ください。「令和6年第3回定例会」は、9月2日から11日までの10日間の会期で開催された。
- ・次に、【資料4】をご覧ください。定例会「提出案件」については、当初議案17件と報告3件で、いずれも原案のとおり可決・承認された。
- ・このうち、教育委員会に係る案件は、議案第40号「令和5年度鳩山町一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第48号「令和5年度鳩山町一般会計補正予算（第3号）の議定について」、及び議案第54号の「教育委員会委員の任命について」の3議案であった。
- ・また、最後の報告第5号「令和5年度教育委員会の事務に関する点検評価の報告について」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、議会に報告をした。
- ・それでは、議案番号順に、概要説明をさせていただく。
- ・先ず、議案第40号の「令和5年度鳩山町一般会計決算」であるが、【資料5】の3ページ、「1 決算の状況」の【対前年度予算現額・決算額比較表】をご覧ください。
- ・一般会計の決算額は、歳入総額：62億7,769万334円、前年度に比べ1億866万5,116円、少なく、1.7%の減、予算現額に対する執行率は、99.1%、調定額に対する収納率は99.4%であった。
- ・また、歳出については、歳出総額：60億3,885万6,300円、前年度に比べ1億2,915万1,130円、多く、2.2%の増、予算現額に対する執行率は、95.4%であった。
- ・その結果、歳入歳出差引額は、2億3,883万4,034円という決算状況となっている。
- ・また、教育費については、9ページの【対前年度 支出済額 比較表】をご覧ください。
- ・令和5年度の決算額は、支出済額：5億6,152万5,060円、執行率は96.1%、前年度に比べ8,632万3,494円、多く、18.2%の増となっている。
- ・これは、「教育用センターサーバー構築業務」及び「小・中学校体育館LED照明設置工事」などを実施したことが要因である。
- ・次に、【資料6】をご覧ください。議案第48号の「一般会計補正予算（第3号）」における教育委員会事務局所管に係る「補正予算の概要資料」である。
- ・資料、1ページ、「(項)2 小学校費 (目)1 学校管理費」及び「(項)3 中学校費 (目)1 学校管理費」それから、資料、裏面、(2ページ)、の「(項)5 生涯教育費 (目)1 生涯教育総務費」、「(項)7・(目)1 学校給食費」において、それぞれ、記載のとおり「所要額の補正」等を行っている。
- ・なお、学校給食費については、「(節)10 需用費の賄材料費」において、町立幼稚園に提供している給食について、子育て支援を拡充するため、令和6年10月からの「幼稚園の給食費の無償化実施」に伴い、食材購入に必要となる「保護者負担分の学校給食食材費」を減額するとともに、同額を「町支援分の学校給食食材費」に増額する「予算の組み換え」を行っている。
- ・次に、議案第54号の「教育委員会委員の任命について」であるが、山口尚人委員の辞職に伴い、教育委員会委員に欠員が生じたことから、新たな委員として、「関根康弘氏を任命すること」について、議会の同意を得る必要があるため、上程したものである。
- ・議員全員の同意で承認されたので、報告させていただく。なお、任命書の交付式は、令和6年10月1日を予定している。
- ・以上が、「教育委員会に関する議案」の概要説明となる。
- ・続いて、【資料7】をご覧ください。「一般質問」については、9人の議員から「通告」があり、このうち、教育行政に関する質問は、再質問を含め、6人であった。

- ・質問の内容としては、1 ページから 2 ページの、【質問順序】2 番の松浪健一郎議員からの「6. 文化会館の舞台管理者費用負担について」、同じく、2 ページの、【質問順序】3 番の野田小百合議員からの「1. 不登校の児童生徒への対応・支援について」、3 ページの、【質問順序】4 番の中山明美議員からの「1. 町立鳩山幼稚園魅力アップ計画について」及び「2. 小中学校体育館に空調設備設置を」、5 ページ、【質問順序】6 番の小鷹房義議員の「4. 不登校対策」、6 ページの【質問順序】9 番の清水秀幸議員からの「1. 児童生徒の学力向上について」及び「2. 学校給食の無償化について」の一般質問を受け、これに対する答弁をおこなっている。
- ・また、5 ページ、【質問順序】7 番の日坂和久議員の「1. より良いまちづくりのための各事業計画や構想等について、新町長の見解を伺う」の「(3) 国指定史跡南比企窯跡群について」の再質問を受けている。
- ・最後に、【資料 8】をご覧ください。
- ・こちらについては、9 月定例会に報告した 6 月定例会以降の令和 6 年 6 月から令和 6 年 8 月までの教育委員会に対する「一般教育行政 定期報告書」になるので、後ほど、ご覧いただきたい。
- ・報告は以上となる。

○小峰教育長職務代理者

- ・宮崎教育長及び島野事務局長からの報告に対し、質疑のある場合はお願いしたい。

<質疑応答>

○小峰教育長職務代理者

- ・親がコロナの関係で登校させない場合、不登校数にどう反映されているか。

○宮崎教育長

- ・感染症を危惧した欠席は、病気を理由とした休みとされ、不登校数には含まれないので、数値的な影響はない。

○小峰教育長職務代理者

- ・病欠と同じ扱いということか。

○宮崎教育長

- ・そのとおり。

○村岡委員

- ・学校へ行かなくても地域のつながりがあるとの話があったが、世の中との関係が切れない対策を作っていけると良いと思う。

○宮崎教育長

- ・図書館主催の司書体験や、スポーツのイベントなどを、社会とのつながりや対人関係を学ぶ場として利用してもらいたいと思う。

○小峰教育長職務代理者

- ・学校へは通わせないが、行事には子を積極的に参加させる保護者もあり、放課後子ども教室へ参加しているケースもあると聞いているので、続けていただきたい。
- ・学力調査には特別支援学級の生徒の結果は含まれているか。

○宮崎教育長

- ・含まれていない。

○小峰教育長職務代理者

- ・学力が100%伸びた学年があり素晴らしい。

(2) その他

なし

◎ 日程第3 議事

○小峰教育長職務代理者

- ・それでは、日程第3 議事に入る。

(1) 議案第6号 令和6年度準要保護児童生徒の認定（再追加）について

- ・朗読：島野事務局長/説明：石川副主幹

○小峰教育長職務代理者

- ・「議案第6号 令和6年度準要保護児童生徒の認定（再追加）について」を議題とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。
- ・個人情報に関わる議案につき、秘密会とする。

○島野事務局長

- ・それでは、「議案第6号」の提案理由の朗読並びに議案の内容説明をする。
(議案第6号を朗読)
- ・議案の内容説明については、総務・学校教育担当の石川副主幹からさせていただく。

○石川副主幹

- ・議案第6号令和6年度準要保護児童生徒の認定（再追加）についてご説明申し上げます。
- ・議案資料をご覧いただきたい。
- ・今回の審査は本年7月30日から9月18日までに申請をされた方を対象にしている。
- ・資料の申請者一覧をご覧いただきたい。
- ・申請者から9月2日付けで申請を受け付けた。
- ・申請者は数年前から住んでいるが、同一世帯には、7月に転入した妻とお子さん5人がおり、7人世帯である。なお子どもは2学期から今宿小学校と鳩山中学校へ通う。
- ・令和5年中の、申請者の世帯収入は2,250,000円である。月額にして187,500円で、生活保護基

準に1.3を掛けた金額と世帯の月額収入を比較し、月額収入が生活保護基準×1.3の金額に達していないので、経済的に困窮しているものと考えられる。

- ・以上の1世帯の審査をお願いしたい。
- ・また、9月中に申請されたので、9月1日の認定としてよいか、併せて審査をお願いしたい。

<質疑応答>

○小峰教育長職務代理者

- ・質疑のある委員はいるか。
- ・その収入で7人家族が生活できるのだろうか。生活保護ではなく、準要保護なのか。

○石川副主幹

- ・そのとおり。

○宮崎教育長

- ・令和6年度最低生活費認定調書には給食費の記載がある。本町では給食費を無償化したが、影響しないのか。

○石川副主幹

- ・給食費無償化の中だが最低生活費を算出するのに必要な数字であって問題ない。

○小峰教育長職務代理者

- ・9月1日の認定としてよいか（委員賛同）
- ・それでは、本議案は、原案どおりで議決とする。

(2) 議案第7号 鳩山町学校給食費に関する規則の一部を改正する規則について

(3) 議案第8号 鳩山町学校給食費の無償措置に関する要綱の一部を改正する告示について

- ・朗読：島野事務局長/説明：福島給食センター所長

○小峰教育長職務代理者

- ・「議案第7号 鳩山町学校給食費に関する規則の一部を改正する規則について」及び「議案第8号 鳩山町学校給食費の無償措置に関する要綱の一部を改正する告示について」を議題とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。

○島野事務局長

○島野事務局長

- ・それでは、「議案第7号」及び「議案第8号」については、関連があるので、議案番号順に、一括して、提案理由の朗読並びに議案の内容説明をする。

○福島主幹

- ・初めに議案第8号の「鳩山町学校給食費の無償措置に関する要綱の一部を改正する告示について」である。令和6年4月より鳩山町内の公立小・中学校に通う児童・生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを支援する事を目的とし

て、毎月の給食費を無償化する鳩山町独自の事業を実施しているが、令和6年10月1日から無償措置の範囲を鳩山町立鳩山幼稚園まで拡大することで更なる子育て支援の拡充をはかるための改正で、9月議会で補正予算が可決されている。

- ・続いて、議案第7号「鳩山町学校給食費に関する規則の一部を改正する規則について」だが、こちらの改正については、幼稚園の「園児」という単語を加えるほか必要な修正を行うものである。
- ・いずれも町の例規審査委員会における「個別審査」にて委員からの審議内容を反映したものである。

<質疑応答>

○小峰教育長職務代理者

- ・質疑のある委員はいるか。
- ・幼稚園の給食の無償化が実現してよかったと思う。

○島野事務局長

- ・来年度の町立鳩山幼稚園の園児募集については昨年度より一か月前倒し、10月から募集を開始しているところである。また、幼稚園の給食費無償化については来年度以降継続して実施する旨議員へ説明した。

○小峰教育長職務代理者

- ・給食を出してくれるだけでも魅力アップだが、無償化されて更に魅力アップだと思う。

○宮崎教育長

- ・町立幼稚園で給食を提供することは画期的なことで、更に、無償化するのは大きなことだ。鳩山幼稚園の特色として大きな施策と捉えている。

○村岡委員

- ・給食の実施により、町立幼稚園では弁当の日は無くなるのか。

○福島給食センター所長

- ・そのとおり。

○小峰教育長職務代理者

- ・ほかに質疑のある委員はいるか。
(意見なし)

○小峰教育長職務代理者

- ・それでは、本議案は、原案どおりで議決とする。

- ・朗読：島野事務局長/説明：根岸指導主事

○小峰教育長職務代理者

- ・「議案第 9 号 令和 7 年度当初教職員人事異動の方針の制定について」を議題とする。
- ・本議案は、人事案件になるので、秘密会とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・それでは、議案第 9 号の朗読並びに議案の内容を説明する。
(議案第 9 号を朗読)
- ・議案の内容説明については、局長補佐兼総務・学校教育担当主幹を兼務しております根岸指導主事からさせていただきます。

○根岸局長補佐

- ・議案第 9 号令和 6 年度当初教職員人事異動の方針の制定についてご説明申し上げます。
- ・議案資料をご覧ください。
- ・市町村教職員の人事に関しては、市町村教育委員会で方針及び細部事項を定めることになっている。この市町村の方針及び細部事項に関しては、県教育委員会から示された、埼玉県教育委員会の方針ならびに細部事項に基づいて作成している。今年度も令和 6 年 8 月 23 日付けで県から市町村に通知があった。それを受け、作成したものが議案資料にあるものである。
- ・まず、1 の基本方針で、(1) から (8) までである。昨年度の当初人事方針との変更点はない。
- ・(1) の「適材を適時に適所に配置する。」これこそが人事のすべてといっても過言ではないと考えている。
- ・(3) は「各学校の教職員組織の充実と均衡化」となる。新採用教職員が増加しているが、年齢の不均衡は否めない。昨年度までも、年齢の均衡化を図るように人事異動に努めてきたが、令和 7 年度当初人事異動についても、そのような方向で進めていきたいと考えている。
- ・(4) は、「長期的な展望に立って、計画的に異動を実施」となる。こちらについては、各校の学校長の方針や考え等も十分勘案しながら進めていく。
- ・(5) では、「新規採用教職員」の配置とあるが、本町に新採用教職員が割り当てられた際は、教職員組織の均衡を勘案して、適切な配慮に努めていく。
- ・(6) は、「再任用職員」とあるが、それらの教職員の配置については、適切な配置とその運用に努めていく。
- ・(8) は、令和 2 年度当初人事から新たに記された。「障害のある教職員」とあるが、それらの教職員の配置については、適切な配置とその運用に努めていく。
- ・次に、2 の転任・転補についても、「各学校間の不均衡の是正」と「魅力ある学校づくり」につながるよう、基本方針の「適材を適時に適所に」という言葉どおり、必要な人材確保に努めていく。
- ・また、新規採用後、早期に複数校を経験するように、一般的に経験人事と呼ばれる人事についても、細部事項にあるように、そのことを考えながら人事異動を進めていく。同一校の勤務年数が長い方には、異動対象ということで基本的には、7 年以上、どんなに長くても 10 年ということが細部事項に示されている。その他については、記載されているとおりである。
- ・続いて、細部事項について、要点を説明させていただきたい。ここでは、先ほどの人事異動の

方針を受けて細部事項が定められている。

- ・まず、1の基本方針についての(1)の新採用については、鳩山町でもできる限り新任者を配置したいと考えておりますが、今後、児童生徒数の減少が見込まれることから、教職員定数管理を確実に行った上で新採用教員の配置に努めていく。
- ・(2)の再任用については、再任用というのは基本的にこちらに書かれているとおり、その退職した市町村内で任用するというのが基本になっている。このため、鳩山町に限らず、小さな町では配置換えに苦労している。現在、鳩山町では、小学校に再任用者が4名おり、週5日間勤務をしている。
- ・つぎに、2の転任・転補については、(2)の市町村間の異動について、比企地区では人事異動について、連携をとりながら実施しており、令和7年度当初についても同様に実施する
- ・(3)として、原則として、3年未満の方、産休・育休等取得中及び妊娠中の方、休職中の方の異動を行わない。
- ・(4)の経験豊かな教職員の異動を計画的に推進するとあるが、50代後半の教員が鳩山町にも多く在籍している。その方々の異動については、他市町村の異動希望者とほぼ同じ条件の方との異動ということになる。

事務職員、学校栄養職員については、資料をご覧ください。

- ・(8)の新採用後6年以内に異動を行うとあるが、こちらはいわゆる「経験人事」と呼ばれているものである。令和5年度当初人事より、異動対象上限年限が5年から6年に変更となった。5年から6年に変更された理由としては、現行の制度では、教員の配置に不都合が生じるという課題や、地理的条件等により、学校数や教育環境に違いがあるため、経験人事対象者の意向地に偏りが生じることや、地域により、新規採用教員の配置数に差があり、特に中学校においては、教科の採用数等にも差があり、人事異動が成立しにくい等の課題があったためである。このような課題を少しでも解決するために経験人事の対象年限の上限について、5年から6年に変更することになった。原則として、市町村間の異動となる。8年前から西部教育事務所が取りしきって行っており、今年度も同様に、同じような教職経験の方との交換ということになる。
- ・(9)の同一校在職10年以内に異動を行うという点については、鳩山町については守ることができるよう努力をしている。特に7年以上の者については積極的に異動ということで、異動対象になるが、学校等の実情により場合によっては、異動しない場合もある。

＜質疑応答＞

○小峰教育長職務代理者

- ・質疑のある委員はいるか。
- ・細部事項の1基本方針関係(1)新採用教職員の配置については、学校間の教職員の均衡を勘案して行うとあるが、(本町では一校しかない)中学校については、市町村間の均衡となるか。

○根岸指導主事

- ・そのとおり。

○小峰教育長職務代理者

- ・特殊な教科や人数が少ない教科は大変だと思う。学校規模が小さくなると苦労されていると思う。

鳩山中学校には再任用職員はいないのか。

○根岸指導主事

- ・いない。

○小峰教育長職務代理者

- ・短時間勤務職員はいないのか。

○根岸指導主事

- ・短時間勤務職員は、小学校を含め、今はいないが、いると組み合わせが大変になると思う。

○小峰教育長職務代理者

- ・再任用職員は同一市町村内に配置とあるが、統合されて1町1校になった場合は、同一校内に配置ということになるか。

○根岸指導主事

- ・そのとおり。

○小峰教育長職務代理者

- ・難しいなかで人を動かすのは大変と思う。

○村岡委員

- ・女性職員の管理職登用に関して伺いたい。

○根岸指導主事

- ・県の細部事項に基づいて作った。県では管理職選考に関して、女性を何人まで合格させるといった文言を入れている。

○宮崎教育長

- ・本町も県の方針を踏襲している。

○伊藤委員

- ・敢えて書かないといけないのか。

○村岡委員

- ・(女性管理職の必要性は) 分かるが、書く必要があるのかと思って聞いた。

○小峰教育長職務代理者

- ・ほかに質疑のある委員はいるか。
(意見なし)

○小峰教育長職務代理者

- ・それでは、本議案は、原案どおりで議決とする。

(5) 報告第 2 号 受任事務の執行状況の報告（鳩山町放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示）について

- ・朗読：島野事務局長/説明：偕家副主幹

○小峰教育長職務代理者

- ・「報告第 2 号 受任事務の執行状況の報告（鳩山町放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示）について」を議題とする。
- ・事務局より、報告の朗読と説明をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・それでは、報告第 2 号の朗読並びに報告内容を説明する。
(報告第 2 号を朗読)
- ・続いて、「報告内容の説明」をさせていただく。
- ・今回、報告させていただく内容であるが、「鳩山町放課後子ども教室事業実施要綱」の一部改正に係るものになる。
- ・「放課後子ども教室」は、放課後に子どもたちが安全・安心に活動できる場所を設け、勉強やスポーツ・文化活動、地域の人たちと交流することで、「子どもたちが健やかに育まれる環境づくりを推進すること」を目的としている。
- ・本町においても、令和 5 年度は、今宿小学校に、令和 6 年度は鳩山小学校に本教室を開設し、余裕教室を活用することにより、コーディネーターを中心に事業を進めているところである。
- ・本事業は、実施から 1 年以上が経過し、その過程でいくつかの具体的な課題が明らかになった。
- ・これらの課題を解決するために、「鳩山町放課後子ども教室事業実施要綱」の一部見直しが必要となり、一部改正を行っている。
- ・今回、その内容について、報告する。
- ・「報告第 2 号」のページをめくり、「要綱の一部を改正する告示」の新旧対照表をご覧ください。
- ・まず、1 点目、「放課後子ども教室」の対象となる児童について、昨年度までは、事業開始、初年度ということもあり、小学 1 年生から小学 3 年生までの児童としていた。
- ・その後、本年度において、鳩山小学校における「放課後子ども教室」を新たに開設することに伴う「放課後子ども教室運営委員会」及び「児童の保護者」からの意見・要望を踏まえ「対象児童の拡充を図る」ため、「第 4 条（対象となる児童）の規程」において、「事業の実施校に就学している全ての児童を対象とする」内容に一部改正を行っている。
- ・次に、2 点目、「放課後子ども教室事業」の実施については、今後、地域の人材・サークルとの協力・連携を図りながら、様々な体験活動や交流活動の場を創出していきたいと考えており、通常日課と異なる活動を実施するにあたり、特別講師を招いた事業を展開するため、「第 18 条の規程」の一部改正を行っている。また、あわせて、「謝金」を「謝礼金」に改める文言の修正をしている。
- ・続いて、3 点目、現在、傷害保険に加入し、「放課後子ども教室」を実施しているが、この傷害保険に加入するにあたり、児童の氏名や年齢の他に性別の記入が必須となる。

- ・このため、登録申込書である「様式第3号（第10条関係）」について、申込児童の「性別欄」を新たに設ける「様式の一部改正」を行っている。
- ・以上、3点が、「放課後子ども教室事業実施要綱」の一部改正に伴う「報告内容の説明」となる。

＜質疑応答＞

○小峰教育長職務代理者

- ・質疑のある委員はいるか。

○伊藤委員

- ・学年の枠が無くなってよかった。嬉しく思う。申込書は年度の最初に1回提出すればよいのか。

○島野事務局長

- ・そのとおり。5月の開校に間に合うように学校へ提出していただく。

○宮崎教育長

- ・年齢制限をしないと入りきれない学校もあるので、物理的に不可能な場合は運用で制限をかける可能性がある。

○小峰教育長職務代理者

- ・サポーターは足りているのか。

○宮崎教育長

- ・ギリギリである。今日は今宿小学校で人が足りないので、鳩山小学校のサポーターに今宿小学校へ行ってもらった。

○小峰教育長職務代理者

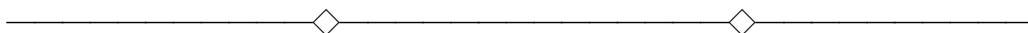
- ・手を挙げればサポーターになれるのか。

○宮崎教育長

- ・面接を実施している。
- ・亀井小学校では放課後子ども教室参加意向に関するアンケートを実施する。
- ・放課後子ども教室時には親に迎えに来てもらう必要が出てくるので参加させられないと言われるかもしれない。

○小峰教育長職務代理者

- ・それでは、報告第2号は承認とする。



◎ 日程第4 その他

(1) 協議事項

なし

(2) 教育委員報告事項

○伊藤委員

- ・昨日、第1期次世代育成地域協議会に出席したので報告する。令和7年度までの鳩山町子ども計画を、年齢制限をなくし、心身発達者を対象とした計画にするため、ワークショップや子育て支援に関するグループワークを行った。
-

(3) その他

○宮崎教育長

- ・放課後子ども教室のお手伝いをしてくれる方、給食調理員ができる方に心当たりがあればお教え頂きたい。また10月6日のスポーツフェスティバルに是非おいでいただけるとありがたい。
-

(4) 次回教育委員会の開催日程について

○松ノ元局長補佐

- ・昨年度は10月は開催していないが、新たな教育委員の任期開始が10月のため、開催したい。教育長、局長の予定及び会議室等の空きを確認したところ、空いているのが、10月24日（木）又は30日（水）の午後1時30分～、29日（火）の午後2時00分～だったので、この中からお選びいただきたい。なお、本日いらっしゃらない新委員からはいずれも出席可能と聞いている。

※委員間協議

○小峰職務代理者

- ・それでは次回会議は10月24日（木）13時半から委員会室とする。
 - ・全ての議題が終了したので進行を事務局にお返しする。
-

◎閉会の宣言（午後3時30分）

○宮崎教育長

- ・以上をもって、令和6年度第4回鳩山町教育委員会を閉会する。